

# 狛江市国民健康保険税条例 の一部改正（案）について

- ◇ 国民健康保険税率の改定
- ◇ 未就学児に係る国民健康保険税の均等割軽減
- ◇ 多子世帯に係る国民健康保険税の均等割減免
- ◇ 国民健康保険税の課税限度額の見直し

## 国民健康保険税率の改定（案）

現行 保険 税率	令和3年度	医療分	支援金分	介護分	保険税計
	所得割率	5.38%	1.87%	1.72%	8.97%
	均等割額	26,600円	10,700円	12,900円	50,200円
	保険税調定額	1,084,838,100円	389,317,400円	166,867,300円	1,641,022,800円
	1人当たり保険税額	66,400円	23,800円	27,600円	117,800円
保険 税率 改定 案	令和4年度	医療分	支援金分	介護分	保険税計
	所得割率	5.51%	1.92%	1.79%	9.22%
	均等割額	27,200円	11,000円	13,300円	51,500円
	保険税調定額	1,108,241,300円	398,935,100円	172,360,800円	1,679,537,200円
	1人当たり保険税額	67,800円	24,400円	28,500円	120,700円
現行 との 差	所得割率	0.13%	0.05%	0.07%	0.25%
	均等割額	600円	300円	400円	1,300円
	保険税調定額	23,403,200円	9,617,700円	5,493,500円	38,514,400円
	1人当たり保険税額	1,400円	600円	900円	2,900円

（参考） 一人当たり保険税額の増加率 2.46%

# 未就学児に係る国民健康保険税の均等割軽減（国制度）

## 1. 制度の概要

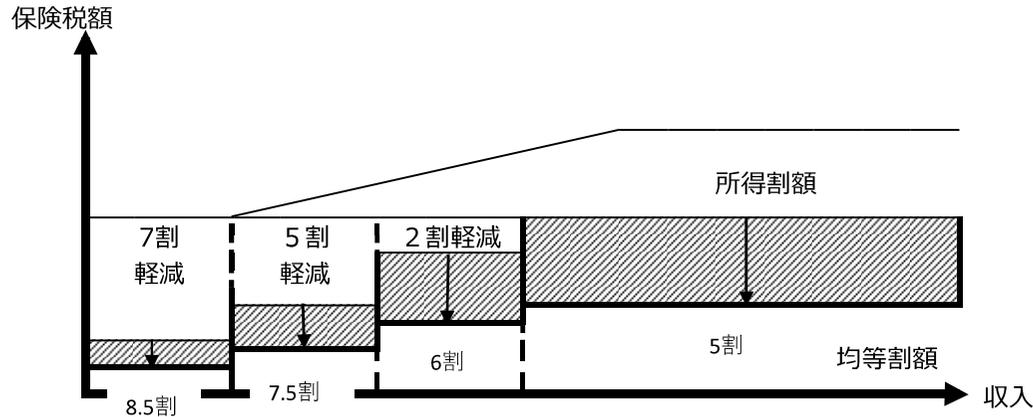
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割額を軽減する法改正が実施された。

対象：未就学児のいる全世帯

概要：未就学児に係る均等割額の5割を軽減（2・5・7割の法定軽減後の5割）

## 2. 制度の内容

斜線部分の保険税額を追加軽減



被保険者が支払う保険税額（年間1人分）

- ・ 7割軽減世帯 11,460円→5,730円
- ・ 5割軽減世帯 19,100円→9,550円
- ・ 2割軽減世帯 30,560円→15,280円
- ・ 軽減なし世帯 38,200円→19,100円  
（令和4年度改定案保険税額）  
（端数は増減する可能性あり）

※財源の負担は、国1/2、都1/4、市1/4

## 3. 影響額

軽減区分	世帯数	対象者数	追加軽減見込み額		
			医療分	支援分	計
7割軽減世帯	57世帯	72人	223,099円	89,732円	312,831円
5割軽減世帯	34世帯	43人	268,212円	107,889円	376,101円
2割軽減世帯	47世帯	59人	556,821円	223,981円	780,802円
軽減なし世帯	179世帯	229人	2,574,635円	1,035,643円	3,610,278円
計	317世帯	403人	3,622,767円	1,457,245円	5,080,012円

※令和3年12月決定時点の影響見込み額

# 多子世帯に係る国民健康保険税の均等割減免（案）（市独自）

## 1. 実施の目的

- ・国の子どもに係る軽減制度開始にあたり、対象にならない部分について市独自の減免を実施する。
- ・子ども的人数に比例して賦課される均等割額を減免することにより、多子世帯の負担を軽減する。
- ・多子世帯の負担を軽減することにより、子どもを産み育てやすいまちづくりに寄与する。

## 2. 減免制度（案）内容

対象：18歳未満の子どもが3人以上いる世帯

内容：第3子以降の均等割額を全額免除

その他：所得要件なし

被保険者が支払う保険税額（第3子以降年間1人分）

- ・7割軽減世帯 11,460円→0円
- ・5割軽減世帯 19,100円→0円
- ・2割軽減世帯 30,560円→0円
- ・軽減なし世帯 38,200円→0円

（令和4年度改定案保険税額・端数は増減する可能性あり）

## 3. 影響額

軽減区分	世帯数	対象者数	追加軽減見込み額		
			医療分	支援分	計
7割軽減世帯	15世帯	17人	87,780円	35,309円	123,089円
5割軽減世帯	14世帯	15人	137,985円	55,505円	193,490円
2割軽減世帯	17世帯	20人	268,660円	108,070円	376,730円
軽減なし世帯	33世帯	39人	708,224円	284,887円	993,111円
計	79世帯	91人	1,202,649円	483,771円	1,686,420円

※令和3年12月決定時点の影響見込み額

※未就学児については国制度で5割軽減されるためその分を除いた額

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し

## 1. 見直しの概要

国民健康保険税の課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）に引き上げる。

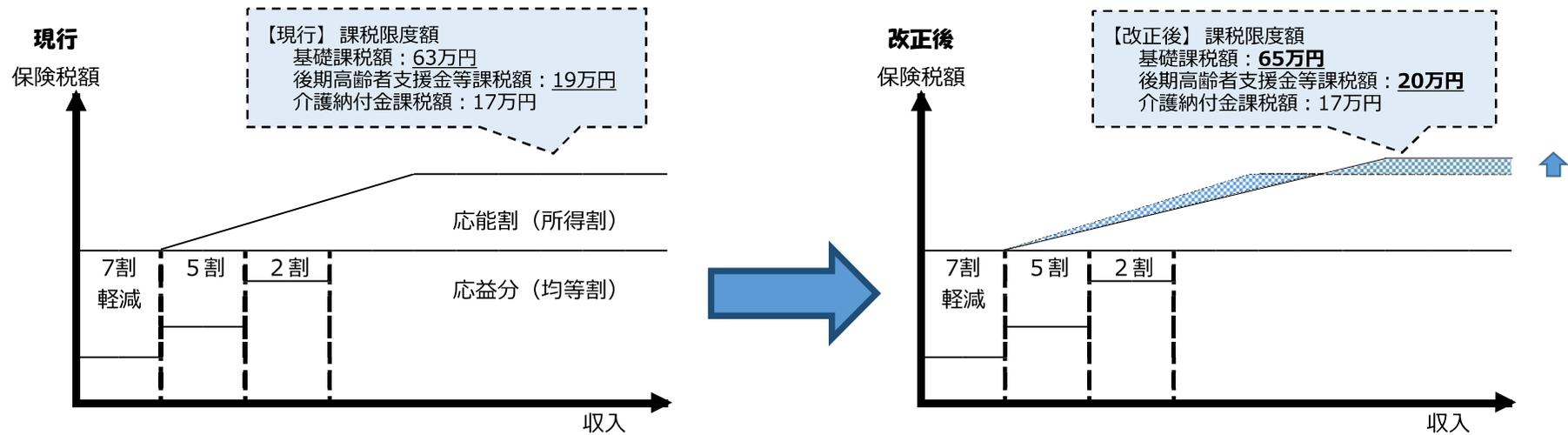
【改正理由】

令和3年12月24日付けで令和4年度税制改正大綱が閣議決定された。

今後、国民健康保険法施行令の一部が改正され、地方税法関係についても改正される方針となっている。

法令に合わせて、当市の国民健康保険税の課税限度額を改正する。なお、この改正は、地方税法等の関係法令が改正された後に改正する。

## 2. 制度の内容



## 3. 影響額

(単位：世帯、千円)

	医療分			支援金分			介護分		
	変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引	変更前	変更後	差引
世帯数	151	145	△ 6	197	190	△ 7	102	102	0
限度超過額	140,218	137,252	△ 2,966	54,477	52,552	△ 1,925	18,132	18,132	0

※令和3年12月末現在の世帯・被保険者情報に基づく推計

※限度超過額の減少 = 賦課額の増加